

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成30年4月に第5期（平成30年4月1日～令和2年3月31日）が発足しました。

令和元年度は、審議会が3回開催され、「個人情報保護制度の見直しについて」の1件を知事が諮問しました（答申1件）。

また、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項として、「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」の1件を知事が諮問しました（答申1件）。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 4 8 回 全 体 会	令和元年 5月27日（月）	1 個人情報保護制度に係る検討について オンライン結合制限（個人情報保護条例第10条）関係 2 個人情報保護制度に係る検討について 個人情報取扱事務の登録（個人情報保護条例第7条）関係 3 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 4 学校と警察の情報連携制度の運用状況について 5 個人情報取扱事務の登録等について
第 4 9 回 全 体 会	令和元年 7月10日（水）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 個人情報保護制度の見直しについて（諮問）
第 5 0 回 全 体 会	令和元年 9月17日（火）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問） 3 個人情報保護制度の見直しについて（諮問） 4 平成30年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 5 平成30年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について 6 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

2 審議会の審議状況

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の改善に係る諮問に関する審議状況

令和元年7月3日付け情公1584号で知事から諮問された神奈川県個人情報保護条例第50条に基づく制度の改善について、次のア及びイを、第49回審議会（令和元年7月10日）及び第50回審議会（同年9月17日）において審議しました。

ア 条例では、各実施機関が所管する「個人情報を取り扱う事務」について、「個人情報事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を作成することを求めています。

登録簿には、個人情報の取扱目的や収集先等、条例で定める項目を記載していますが、平成2年の条例制定以来、基本的に記載項目は変更されておらず、パーソナルコンピュータ等情報機器が発達しその使用が当然となっている現在の状況にそぐわないものとなっていました。

以上を踏まえ、条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改めることについて、審議会に諮問したものです。

イ 条例では、県の実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機を通信回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることを「オンライン結合」と定義し、制定以来これを原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認めるとしていました。

一方、平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となりました。

本県においても、高齢化・少子化が進行し、社会の変化に伴い県民のニーズのますますの多様化が見込まれる中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があります。これらを実現する上で行政の電子化は不可欠となっております。

以上を踏まえ、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正することについて、審議会に諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第62号）されました。

(2) 本人確認情報の保護に関する審議状況

令和元年8月14日付け市町第733号で知事が諮問した「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」が第50回審議会に付議されました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることの確認を求めるものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第61号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、令和2年3月31日現在)

氏名	現職	備考
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 参事	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 統合編集局報道部員兼論説委員	
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科教授	副会長
友岡 史仁	日本大学法学部経営法学科教授	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
脇屋 英子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会 理事	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 常任幹事	

任期 平成30年4月1日～令和2年3月31日